

## 高齢者住宅改修費支援サービス事業 申出チェックシート

該当する□にチェック(☑)をいれてください。

### 申出前の確認事項(対象者について)

- 千葉市内在住である。
- 65歳以上である。
- 要介護 または 要支援 の認定を受けている。
- 同一建物に居住する方全員の市民税所得割額が、213,000円以下である。
- 今回の申請は初めてである。(過去に同様の申請をしたことがない)
- 今回申請する住宅の改修が、着工前である。
- [改修をする業者が、「千葉市高齢者・障害者住宅改修事業者登録一覧」に登録されている。](#)

- 身体障害者手帳(1・2級)を持っていない。
- 療育手帳(AからAの2)を持っていない。

※こちらの手帳をお持ちの場合は、「重度心身障害者住宅改造費助成事業」をご利用できます。障害支援班へご相談ください。

### 必要な書類

- 高齢者住宅改修費助成対象費用確認申出書(様式第1号)
- 改修見積書(原本)
- 製品のカタログ(写し可)
- 平面図、断面図(段差解消工事)、立面図・展開図(手すり設置工事)など必要により提出
- 工事箇所すべての改修着手前の写真(撮影日入)
- 調査同意書(様式第1号の2) **※対象となるご家族皆様について、それぞれのご署名や印鑑が必要です。**
- 高齢者状況票
- 【介護保険併用の場合】
  - 介護保険住宅改修見積書(原本)
  - 住宅改修が必要な理由書(原本)
- 【公営住宅の場合】
  - 模様替承認書
  - 入居証明書
- 【公営住宅以外の借家の場合】
  - 住宅所有者の承諾書
  - 賃貸借契約書(写)
- 【集合住宅の場合(持家・借家どちらも)】
  - 管理組合の承諾書

ご提出前に。。。

- 対象者やご家族の中に、被扶養・転入等の理由により税情報が千葉市にない方や、未申告の方がいらっしゃると追加書類をお願いすることになり、大変お時間がかかります。可能性のある方は申出時にお知らせください。
- 署名・印鑑の漏れがないかご確認ください。
- 鉛筆や消すことが出来るボールペン等、訂正が可能な物で書かれた書類は受付出来ませんので、ご注意ください。

※この「申出チェックシート」は提出不要です。

対象高齢者 氏名

---

記入者 氏名  
(チェックをした方)

---